

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和8年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	87,484千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	955,000千円

(単位：千円)

区分		令和8年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A－B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	423,923	51,188	372,735	74,556	94,302	1,637	202,240	18,526
	老人福祉費	410,901	7,514	403,387	3,607	71,686	4,194	323,900	29,671
	児童福祉費	619,184	82,004	537,180	210,744	179,115	0	147,321	13,496
衛生費	保健衛生費	422,327	105,073	317,254	377	16,109	19,229	281,539	25,791
合 計		1,876,335	245,779	1,630,556	289,284	361,212	25,060	955,000	87,484

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による
※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分